

2025年度 明石市 保育施設利用のしおり



この案内には、明石市における保育施設の認定申請や、
利用申請に関する手続き、必要書類等について記載しています。

明石市役所 こども局 こども育成室

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

電話：078-918-5093 FAX：078-918-5650

目次

申込みかんたんガイド

1	提出書類.....	2
2	申込みの受付期間と場所.....	3
3	申込みから内定までの流れ.....	4
I	はじめに	
1	保育所・認定こども園・小規模保育事業所の違い.....	6
2	保育施設を利用できる方.....	7
3	認定とは.....	7
II	申込みについて	
1	受入年齢について.....	8
2	クラス年齢について.....	8
	・よくあるご質問①.....	8
	A すべての方が必要な書類.....	10
	B 状況により必要な書類.....	13
	・申込時に必要な持ち物.....	15
	・保育利用保留通知書について.....	16
	・明石市民の方が明石市外の保育施設へ申し込む場合.....	17
	・明石市外の方が明石市内の保育施設へ申し込む場合.....	18
III	保育施設入所内定後について	
1	保育時間と延長保育.....	19
2	ならし保育.....	19
3	保育料の決定／よくあるご質問②.....	20
4	保育料の無償化について.....	21
5	保育料の納付方法.....	24
	・よくあるご質問③.....	25
	・認定の変更申請について.....	26
IV	保育施設について	
1	施設選びのポイント.....	27
	・よくあるご質問④.....	28
2	その他の保育サービスについて.....	29
3	明石市認可保育施設一覧.....	30



はじめにお読みください

申込みかんたんガイド



このかんたんガイドでは、保育施設申込に必要な書類と、申込みから利用までの流れについて説明しています。まずはこちらをお読みください。

※詳しい内容については、本書6ページ以降および「保育施設利用申込書類の書き方ガイド」をご参照ください。

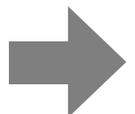
この申込書類セットに同封されている書類は以下のとおりです。書類が揃っているかどうか、また内容についてもご確認ください。

1	保育施設利用のしおり	この冊子です	→ ガイドブック です よくお読みください
2	保育施設利用申込書類の書き方ガイド	カラー刷り冊子	
3	認定申請書兼施設・事業所利用申込書	むらさき色の厚みのある紙	→ 申込用紙 です これらに記入して ご提出ください
4	施設・事業所利用に関する同意書兼誓約書	A4 サイズ	
5	保育施設申込時必要書類チェックシート	A4 サイズ	
6	保育施設申込に関するチェックシート	A4 サイズ	
7	就労証明書	同じものが2枚	
8	就労に関する申立書	A4 サイズ 1枚ずつ	
9	誓約書兼就職活動申立書		
10	認可外保育施設等利用申立書		
11	入所前食物アレルギー児童状況確認票		
12	認定申請書兼施設・事業所利用申込書にかかるマイナンバー記入票		
13	保育施設利用申込内容変更届出書	A4 サイズ	→申込後に変更する場合のみお使いください ※電話では受付しません
14	利用調整基準表	A4 サイズ両面刷り	→ 参考資料 です
15	明石市保育料金額表	1枚ずつ	
16	新規開設園等のお知らせ	A4 サイズ	
17	明石市の認可保育施設	A3 サイズの地図	

不足する書類があれば、こども育成室利用担当までお問い合わせください。

配布期間	2024年10月1日(火)から
配布場所	明石市役所こども育成室利用担当 あかし総合窓口 各市民センター 各サービスコーナー
連絡先	電話：078-918-5093 FAX：078-918-5650

それでは次のページから、実際の手続きについてご説明します。

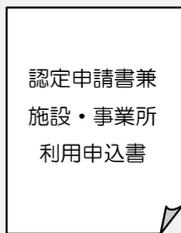


1 提出書類

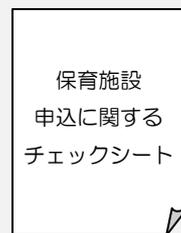
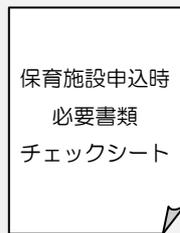
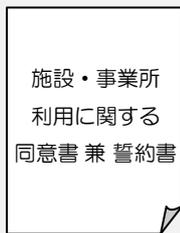
※ **A** の書類に不足または不備がある場合、当日の受付ができません。

A 新しく申込みをされる方 **全員** に提出していただく書類

基本の申込書類4枚…この申込書類セットに入っている用紙に記入して下さい。



むらさき色



+

保育が必要なことを証明する書類…セットに入っている書類の他に、状況によってはご自身でご用意いただく書類があります。



「保育が必要なことを証明する書類」って…?

→詳しくは10ページ以降をご確認ください。



保護者

保護者

注意

保育が必要なことを証明する書類は、**保護者全員分のご提出**が必要です。

+

B 該当する方のみ に提出していただく書類

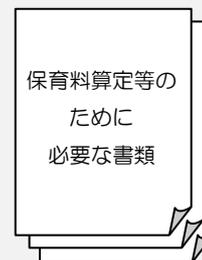
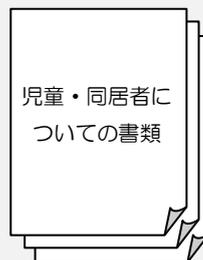
例えば…

- ・申請児童に食物アレルギーがある方
- ・今年、市外から引っ越してきた方 など

→詳しくは13ページ以降をご確認ください。

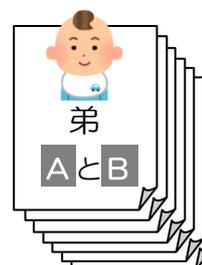
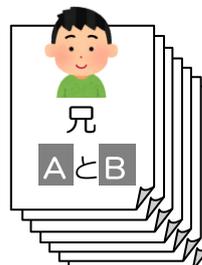
注意

あてはまる状況すべてについて書類をご用意ください。



※提出された書類に応じて選考指数を決定します。
窓口・電話でお問い合わせいただく際には、個人・ご家庭の状況を詳細にお申し出ください。

※**兄弟同時申込**をされる場合は、人数分の書類をご準備ください。



2 申込みの受付期間と場所

- ・申込後、希望施設等を変更する場合も受付期間内に所定の書類をご提出ください。(電子申請可・電話受付不可。)
- ・市外の保育施設をご希望の場合は、17ページをご参照ください。

2025年4月入所希望の場合

	受付場所	受付期間	受付時間	注意
1次受付	明石市役所議会棟 1階 こども育成室利用担当	11月1日(金)～ 11月25日(月) (土日祝除く) 〈休日受付〉 11月10日(日)	9:30～17:00	混み具合によって受付まで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。 (最終週は特に混み合いますのでお早めにお越しください。)
2次受付	明石市役所議会棟 1階 こども育成室利用担当	2月3日(月)～ 2月10日(月) (土日祝除く)	9:30～17:00	

2025年1月～3月入所希望の場合

	受付場所	受付期間	受付時間
1月入所		2025年4月入所1次受付と同じ	
2月・3月入所		受 付 し ま せ ん	

※1 新規開設園がある場合は受付します。

2月に新規開設する施設がある場合…広報あかしや明石市役所ホームページでご案内します。
3月に新規開設する施設がある場合…2025年4月入所2次受付と同じです。

※2 育児休業給付金の請求等にあたって「保育利用保留通知書」が必要な方のみ、明石市役所議会棟1階こども育成室利用担当窓口で新規申込を受付します。

◎2月もしくは3月の「保育利用保留通知書」が必要で、2025年4月入所を希望される場合は、2025年4月入所希望のスケジュールで、利用希望を2月もしくは3月としてお申し込みください。
◎2025年4月入所を希望されず、2月もしくは3月の保留通知だけが必要な方は、下記の日程でお申し込みください。

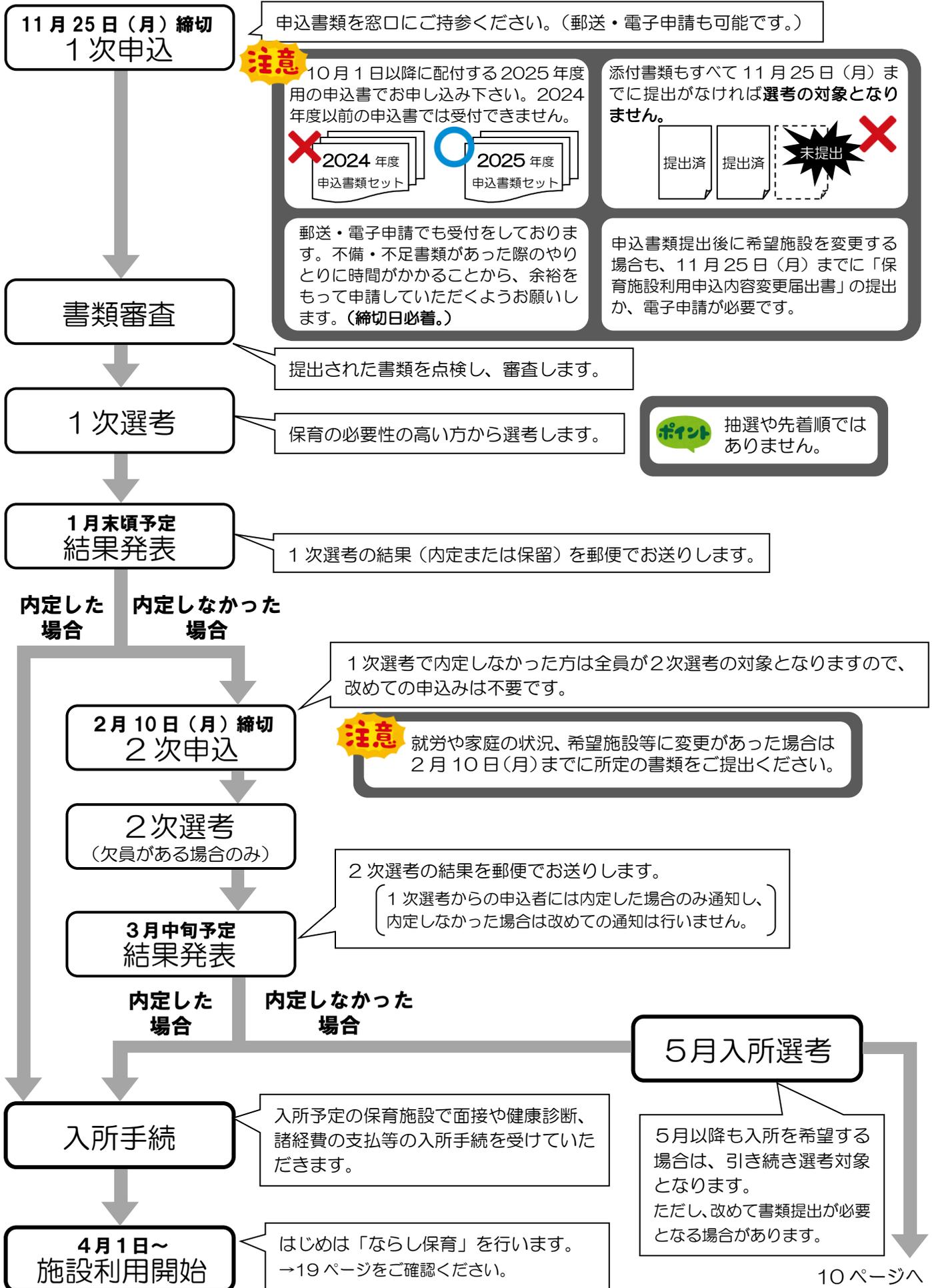
2月分：12月16日(月)～12月27日(金) 3月分：2月3日(月)～2月10日(月)

2025年5月～12月入所希望の場合

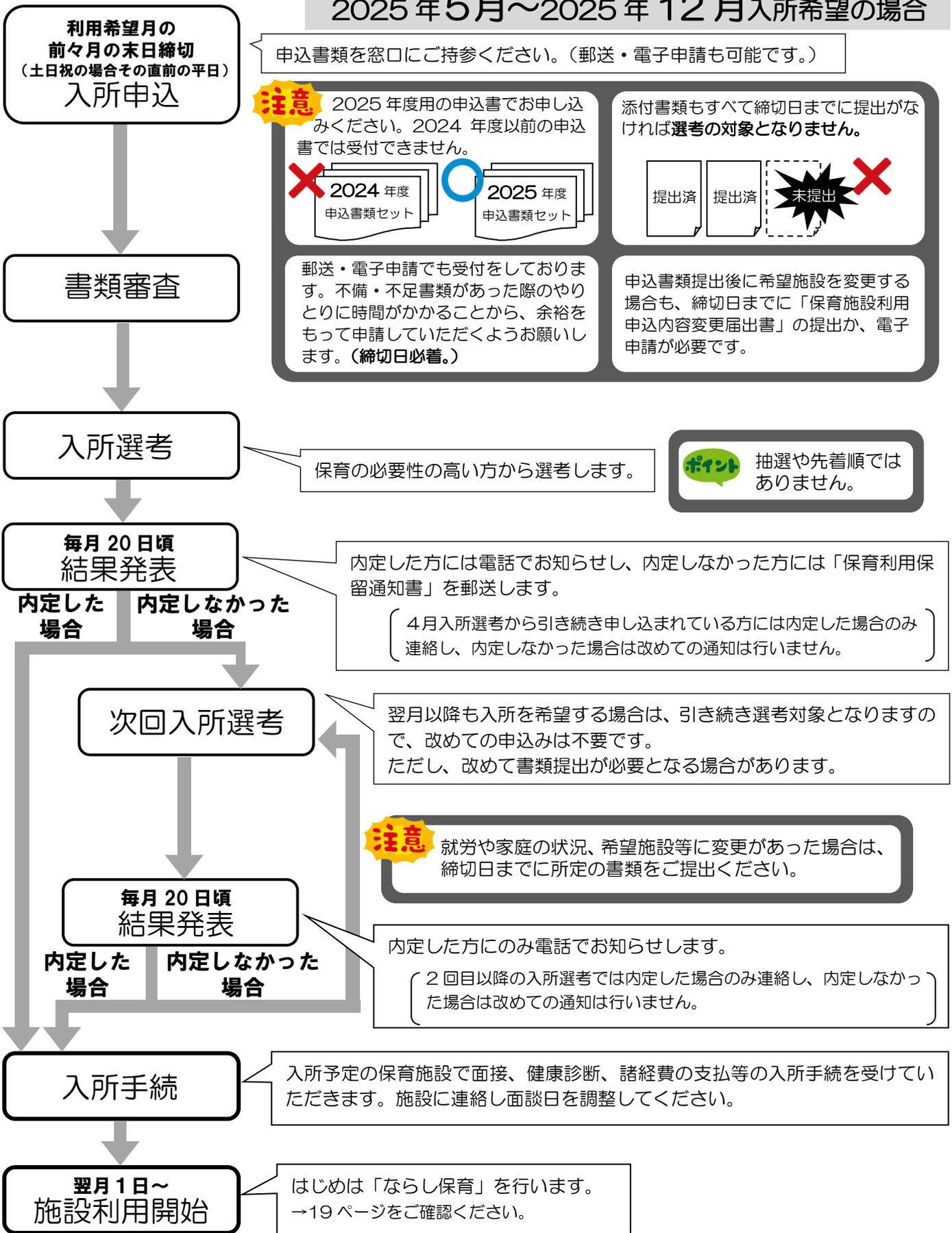
受付場所	受付期間	受付時間
明石市役所議会棟 1階 こども育成室利用担当	利用希望月の前々月の末日まで (5月入所希望の場合は3月末日まで) ※土日祝の場合はその直前の平日まで	8:55～17:40

3 申込みから内定までの流れ

2025年4月入所希望の場合



2025年5月～2025年12月入所希望の場合



申込書類を窓口にご持参ください。(郵送・電子申請も可能です。)

注意 2025年度用の申込書でお申し込みください。2024年度以前の申込書では受付できません。

✗ 2024年度 申込書類セット
 ○ 2025年度 申込書類セット

添付書類もすべて締切日までに提出がなければ**選考の対象となりません**。

提出済 提出済 ✗ 未提出

郵送・電子申請でも受付をしております。不備・不足書類があった際のやりとりにかかることから、余裕をもって申請していただくようお願いします。(締切日必着。)

申込書類提出後に希望施設を変更する場合も、締切日までに「保育施設利用申込内容変更届出書」の提出か、電子申請が必要です。

保育の必要性の高い方から選考します。

ポイント 抽選や先着順ではありません。

毎月20日頃
結果発表

内定した
場合 内定しなかった
場合

内定した方には電話でお知らせし、内定しなかった方には「保育利用保留通知書」を郵送します。

〔4月入所選考から引き続き申し込みされている方には内定した場合のみ連絡し、内定しなかった場合は改めての通知は行いません。〕

次回入所選考

翌月以降も入所を希望する場合は、引き続き選考対象となりますので、改めての申込みは不要です。ただし、改めて書類提出が必要となる場合があります。

注意 就労や家庭の状況、希望施設等に変更があった場合は、締切日までに所定の書類をご提出ください。

毎月20日頃
結果発表

内定した
場合 内定しなかった
場合

内定した方にのみ電話でお知らせします。

〔2回目以降の入所選考では内定した場合のみ連絡し、内定しなかった場合は改めての通知は行いません。〕

入所手続

入所予定の保育施設で面接、健康診断、諸経費の支払等の入所手続を受けていただきます。施設に連絡し面談日を調整してください。

翌月1日～
施設利用開始

はじめは「ならし保育」を行います。→19ページをご確認ください。

I はじめに

保育施設とは、保護者が仕事・病気等の理由により家庭で児童の保育ができない場合、小学校に入学するまでの児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。明石市内には公立・私立の保育所（園）と認定こども園、私立の小規模保育事業所があります。（30 ページ参照）

1 保育所・認定こども園・小規模保育事業所の違い

区分	保育所	認定こども園		小規模保育事業所
		幼稚園部分	保育所部分	
入園・入所 対象児童	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0 歳児～5 歳児 (0 歳児の受入月齢は施設により異なる)	3 歳児～5 歳児	保育所と同じ	保護者の就労などの理由により、家庭での保育ができない 0 歳児～2 歳児 (0 歳児の受入月齢は施設により異なる) ※卒園後は連携施設での保育を希望する場合 選考指数の加点あり
申込み	こども育成室 利用担当に申込み	各施設に直接申込み	保育所と同じ	保育所と同じ
昼食	給食	施設により異なる	施設により異なる	保育所と同じ
保育時間	最長 7 時～19 時 施設により異なる	朝～昼過ぎ (施設により異なる)	最長 7 時～19 時 施設により異なる	保育所と同じ
保育料	21 ページ参照			
募集について	随時受付 (詳しくは、本書の内容をご参照ください)	各施設に直接申し込み 施設に直接お問い合わせください	保育所と同じ	保育所と同じ

※保育施設は、幼児教育や集団生活を経験させること、友達をつくることのみを目的とする場合は利用できません。

※乳幼児健康診査（4 か月児、10 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児）は必ず受診してください。

※入所前健康診断や面談を行った結果、保育することが困難と施設長が判断した場合、入所できないことがあります。

※保育施設では、原則として薬はお預かりできません。内服している薬がある場合や医療機関を受診した場合は、主治医に保育施設の利用を希望していることを伝え、薬の飲み方について登園中の服用を避けることを相談してください。

※保育施設では、診断書（指示書）や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者と協議しながら可能な範囲でアレルギー食の対応（除去など）を行います。しかしながら、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合には、家からお弁当をお持ちいただく場合もありますのであらかじめご了承ください。詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

※障害や発達の遅れなどにより、集団保育において支援や配慮が必要な場合には必ず申込時にお申し出ください。なお、症状や程度によっては、施設の人員体制や設備等の事情により対応が難しい場合がありますのであらかじめご了承ください。

※災害や新型インフルエンザの流行等により児童の安全が確保できないと施設長が判断した場合には、休園措置等をとる場合がありますのであらかじめご了承ください。

2 保育施設を利用できる方

保育の必要な事由	保護者の状況	入所可能期間
就労	月 64 時間以上働いている	就労している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	妊娠後から分娩予定日の 8 週後の翌日の属する月末まで
修学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている（月 64 時間以上）	修学している期間
障害・疾病	病気やけが、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
就職活動	就職活動を継続的に行っている	90 日後の属する月末まで
親族の介護、看護	月 64 時間以上、親族を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
その他	災害からの復旧を行っている 児童虐待や DV のおそれがある	必要な期間

注意

・就労の内定や育児休業からの復職で申込みをする場合

保育施設に入所した**当月中に就労を開始**し、勤務開始後に「就労証明書」を提出していただく必要があります。「就労証明書」を期限までにご提出いただけない場合、**継続利用ができません。**

・就職活動で申込みをする場合

保育施設に入所後 **90 日後の属する月末までに就労を開始**し、「就労証明書」を提出していただく必要があります。「就労証明書」を期限までにご提出いただけない場合、**継続利用ができません。**

・保育の必要な事由が変更となった場合

必要な手続きについては、26 ページ「認定の変更申請について」をご参照ください。

3 認定とは

2015（平成 27）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。幼稚園や保育施設を利用していただくためには、下記のいずれかの認定を受けることが必要です。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設				
		幼稚園	認定こども園 （幼稚園部分）	認定こども園 （保育所部分）	保育所	小規模保育 事業所
1号	満3歳以上で、教育を希望する児童	○	○			
2号	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○ ※2歳クラスのみ
3号	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童			○	○	○

※2号または3号の認定を受けた場合、保育の必要量に応じ施設の利用時間が「保育標準時間（1日最長 11 時間）」と「保育短時間（1日最長 8 時間）」に区分されます。区分された時間以上に保育を希望する場合は、延長保育による対応となります。（19 ページ参照）

※認定通知書は、申請後 30 日を超えての交付になる場合があります。ただし、保育施設の利用を保証するもの（内定通知）ではありません。

Ⅱ 申込みについて

1 受入年齢について

公立の保育所は、生後6か月経過後（2025年4月申込みについては、生年月日が2024年9月30日以前）からです。私立の保育所（園）・認定こども園・小規模保育事業所は、施設により異なります。

※詳細については、30ページの「明石市認可保育施設一覧」をご参照ください。

注意

保育方針や取組は保育施設によって異なります。利用申込にあたっては、入所後のミスマッチを防ぐためにご希望の保育施設をお子様と一緒に事前に見学していただくことを推奨します。

行事のある場合などを除き、見学を随時受付していますので、事前に直接保育施設へお申込みをしたうえで見学をしてください。

※27ページ「施設選びのポイント」もご参照ください。



2 クラス年齢について

卒園や退所などにより、受入枠があれば入所選考（利用調整）により受け入れます。入所日は毎月1日です（日曜・祝日は除く）。なお、退所日は各月末となります。※月の途中から入所はできません。

クラス年齢	児童の生年月日
0歳児	2024.4.2 (R6.4.2) ~
1歳児	2023.4.2 (R5.4.2) ~ 2024.4.1 (R6.4.1)
2歳児	2022.4.2 (R4.4.2) ~ 2023.4.1 (R5.4.1)
3歳児	2021.4.2 (R3.4.2) ~ 2022.4.1 (R4.4.1)
4歳児	2020.4.2 (R2.4.2) ~ 2021.4.1 (R3.4.1)
5歳児	2019.4.2 (H31.4.2) ~ 2020.4.1 (R2.4.1)

よくあるご質問 ①

Q 保育施設の欠員（空き）状況について知りたいのですが…。

A 欠員（空き）状況は以下のとおり公表しています。

選考		公表時期	確認方法
4月入所	1次選考	10月上旬	明石市役所ホームページ または こども育成室利用担当の 電話・窓口に直接問い合わせ
	2次選考	2月上旬	
5月～1月入所		入所希望月の前々月20日頃	

Q これから出産するのですが、出産前に申込みはできますか？



A 出産前のお子さまについての申込みは受け付けておりません。出産後、保育施設の入所可能月数をご確認のうえ、お申し込みください。

ただし、すでに上のお子さまがいて、妊娠・出産に伴い、上のお子さまについて申し込む場合は、妊娠後から分娩予定日の **8** 週後の翌日の属する月末までの入所期間でお申込みが可能です。

※明石市外の保育施設へ申し込む場合は、申込みが可能な自治体もございます。
詳細については当該自治体へお問い合わせいただき、明石市までご連絡ください。

Q 待機児童がいたら申込できませんか？



A 待機児童や欠員の有無にかかわらず、申込可能です。希望する施設についてはすべて申込みいただくようお願いします。

なお、入所内定については抽選や先着順ではありません。施設に欠員がある場合には、家庭状況や保護者の就労状況等、保育の必要性が高い方から順番に入所選考（利用調整）を行います。

申込人数が定員を超えた場合や欠員がない場合は、入所できない場合もあります。

Q 利用希望施設は途中で変更られますか？



A 申込後に利用希望施設や兄弟の入所条件を変更する場合は、「保育施設利用申込内容変更届出書」をこども育成室利用担当までご提出ください。各選考の締切日までにご提出いただければ、当該選考において変更内容を反映可能です。電子申請も可能です。明石市役所ホームページをご確認ください。なお、電話での受付はしておりませんので、あらかじめご了承ください。

Q 入所選考（利用調整）の際、第 1 希望としている申込者が優先されますか？



A 保育施設の希望順位は、入所のしやすさには影響しません。

ある保育施設を第 1 希望としている申込者 **Ⓐ** よりも、同じ施設を第 2 希望以下としている申込者 **Ⓑ** の選考指数が高い場合は、申込者 **Ⓑ** が入所内定となります。

通うことのできる範囲内で希望する施設を決めていただき、その中で入所を希望する順に、希望順位を決めてください。

Q 待機期間が長い申込者は優先されますか？

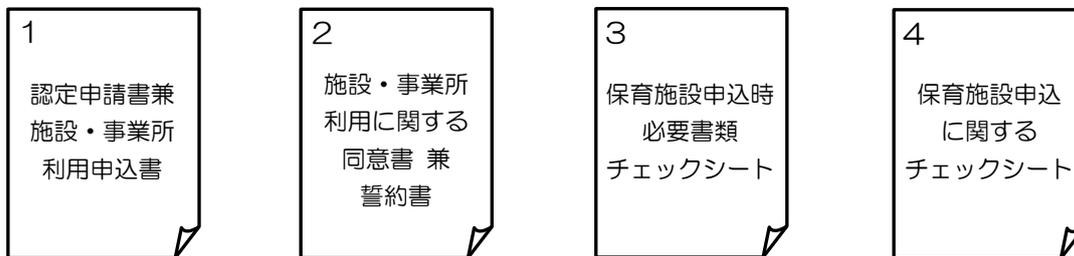


A 待機期間に応じた加点は行っておりません。ただし、選考指数が同数の場合、優先度を判断する比較項目の中に、「施設または事業所の入所を希望する月から利用調整を行う月までの期間」が長い方を優先する項目があります。詳しくは「利用調整基準表」をご確認ください。

申込みに必要な書類

A すべての方が必要な書類＜全員提出してください（※1+2が必要です）＞

1 保育施設利用申込書一式（4種類）



セット 申込関係書類セットに入っています

ダウンロード 明石市役所ホームページからダウンロード可

2 保育が必要なことを証明する書類

※以下のうちあてはまる状況すべてについて書類をご準備ください。

※以下の状況にあてはまらない場合は、こども育成室へ必要書類をご確認ください。

保護者の状況	必要書類
就労(内定)中 	① 就労証明書 セット ダウンロード
	② 就労に関する申立書 セット ダウンロード
	③ 【自営業の方（法人化をしている場合は除く）のみ】 ●自営業主（個人事業主）として従事している方 …事業の実態が確認できる書類 ●家族従事者として従事している方 …家族従事者として従事していることが確認できる書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 詳しくは、「保育施設利用申込書類の書き方ガイド」をご参照ください。 </div>
母親の妊娠・出産 	① 母子健康手帳のコピー（表紙および分娩予定日のページ） ② 【産前産後休暇中の方のみ】 就労証明書 セット ダウンロード 産前産後休暇に入っていることを証明してください。

注意 ③でご提出いただいた書類で実態が確認できない場合は、別の書類の提出をお願いすることがあります。また提出書類によっては入所選考（利用調整）において減点となることがあります。

<p>育児休業中</p> 	<p>① 就労証明書 セット ダウンロード</p> <p>※提出後に育児休業の期間を変更した場合や、復職（勤務復帰）した場合、再度新しい状況がわかる「就労証明書」の提出が必要となります。</p>
	<p>② 就労に関する申立書 セット ダウンロード</p>
	<p>③ 育児休業を証明する書類（いずれかコピー）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付金の決定通知書または、育児休業手当金支払通知書（直近分） <p>※③が提出できない場合は、<u>就業規則と育児休業規則</u>（表紙・社名・該当箇所）のコピーをご提出ください。</p>

注意

 育児休業からの復職で申込する場合

入所当月中に選考時の就労証明書と同じ勤務先・同じ就労時間で、育児休業を取得していた勤務先に復職してください。

また、復職後6か月間は、選考時の就労証明書と同じ勤務先・同じ就労時間で就労を継続してください。

※休業前と同じ勤務条件で復職する前提で指数を決めています。

①育児休業中または育児休業終了後に復職せず退職（転職を含む）した場合
 （例）休業前にA社で月160時間勤務→A社で復職せず退職し、入所月からB社で月160時間勤務予定
⇒就労時間は同じですが、復職には該当しませんので、継続利用ができません。

②就労時間が休業前と変わった場合
 （例）休業前にA社で月160時間勤務→A社で復職したが月96時間勤務
⇒復職先は同じですが、就労時間が減っているため、継続利用ができません。
 （ただし、休業前と契約上の就労時間は変わらず、会社が定める育児のための短時間勤務制度を利用する場合は除く。）

＜派遣社員の方へ＞

復職される際は育児休暇を取得していた派遣元が紹介する派遣先で復職してください。
 ※選考時の就労証明書の派遣元からの復職ではなく、異なる派遣元から復職する場合は復職扱いとなりませんので、継続利用ができません。

※会社都合の解雇や倒産等、やむを得ない事情の場合はご相談ください。

<p>疾病</p> 	<p>医師が発行する診断書 <u>(原本)</u></p> <p>注意 療養期間の記載のないもの、「家庭での保育が困難である」状況が不明のものは無効です。</p>
<p>障害</p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳のコピー • 療育手帳のコピー • 精神障害者保健福祉手帳のコピー • 診断書 <u>(原本)</u> 等
<p>看護・介護</p> 	<p>① 看護または介護を受ける者の診断書 <u>(原本)</u>・身体障害者手帳等のコピー</p> <p>② 看護・介護・修学スケジュール  看護・介護に要する時間が分かるように、1週間のスケジュールとその他必要事項を記載してください。</p>
<p>通学中 (職業訓練を含む)</p> 	<p>① 在学証明書 <u>(原本)</u></p> <p>② 授業カリキュラムのコピー</p> <p>※修学予定の方(合格内定した方)は、①②の代わりに内定の状況が分かる書類(合格通知書のコピーと授業カリキュラム等)を提出してください。入学後、在学証明書 <u>(原本)</u> の提出が必要です。</p>
<p>自宅学習</p> 	<p>① 看護・介護・修学スケジュール  学習に要する時間が分かるように、1週間のスケジュールとその他必要事項を記載してください。</p> <p>② テキストのコピー・テキスト購入時の領収書 等</p>
<p>就職活動</p> 	<p>誓約書兼就職活動申立書  </p>
<p>災害復旧</p> 	<p>り災証明書、申立書 等</p>

B 状況により必要な書類<該当する方のみ、あてはまるものすべて提出してください>

1 状況により必要な書類

	保護者の状況	必要書類
保護者 について 	保育施設申込から利用開始希望日までに、住民票を明石市外に移す予定がある	転居先が分かる書類 (賃貸借契約書のコピー等)
	転園の申込みで、明石市内での転居の予定がある	
	保護者のいずれかが就労、介護、修学のために別居している (単身赴任等)	【住民票や就労証明書で確認できない場合のみ】 別居していることが確認できる書類 辞令書や賃貸借契約書、光熱水費等公共料金の領収書のコピー 等 ※詳しくはお問い合わせください。

	児童の状況	必要書類
申請児童 について 	認可外保育施設や一時預かり、企業主導型保育事業等を 申込時点で月64時間以上継続 利用している 注意 申込時点で月64時間以上利用していない方や、これから利用予定の方は対象となりません。	① 認可外保育施設等利用申立書  ② 利用状況が分かる書類のコピー 利用契約書、保育料領収書、月謝袋、一時預かり利用(納付)証明書 等 ※利用申込書や保育料金の請求書は、利用状況が分かる書類とは認められません。
	以下のいずれかを持っている ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・児童通所サービス受給者証 ・特別児童扶養手当を受けていることが確認できる書類	手帳(氏名、手帳番号、等級および有効期限が分かる部分)や証書・受給者証等のコピー
	食物アレルギーがある	入所前食物アレルギー児童状況確認票 

	兄弟姉妹等の状況	必要書類
申請児童の兄弟姉妹等 について 	以下のいずれかを持っている ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害年金証書 ・児童通所サービス受給者証 ・特別児童扶養手当を受けていることが確認できる書類	手帳(氏名、手帳番号、等級および有効期限が分かる部分)や証書・受給者証等のコピー
	申請児童と別居している	【住民票が別の場合のみ】 血縁関係が分かる戸籍謄本

2 保育料算定等のために必要な書類

状況	利用希望月	課税年度 (対象所得)	必要書類
2024（令和6）年 1月1日時点で明石市以外 に住民票があった	2024（令和6）年 9月～翌年8月	2024年度 (2023年所得)	所得割・均等割が明記 された住民税課税証明書 ・証明書は1月1日時点で住民登録が あった自治体で発行します。 (2025年度分は2025年6月以降 発行予定です。) ・税の申告が必要な場合があります。 ・配偶者控除を受けている場合 以外は両親分が必要です。
	2025（令和7）年 9月～翌年8月		
2025（令和7）年 1月1日時点で明石市以外 に住民票があった	2024（令和6）年 9月～翌年8月	2024年度 (2023年所得)	
	2025（令和7）年 9月～翌年8月	2025年度 (2024年所得)	
2023（令和5）年 1月から12月までの間に 国外で所得があった	2024（令和6）年 9月～翌年8月	2023年所得	海外所得に かかる証明書 兼申立書
	2025（令和7）年 9月～翌年8月		
2024（令和6）年 1月から12月までの間に 国外で所得があった	2024（令和6）年 9月～翌年8月		ダウンロード
	2025（令和7）年 9月～翌年8月	2024年所得	

注意

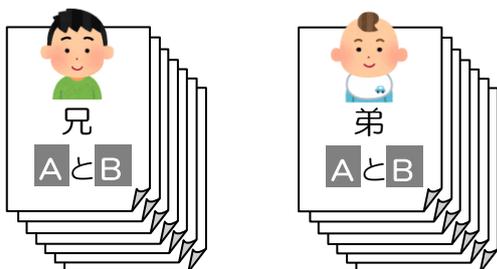
申込内容等に変更があった場合は、速やかに明石市役所こども育成室利用担当に連絡してください。

- 例) ・ 申請児童のアレルギー、発達状況に
変化があったとき。
- ・ 世帯構成に変更があったとき。
- ・ 保育の必要な事由が、「就労」から
「妊娠・出産」に変更になったとき。
- ・ 就労先や就労時間が変更になったとき。

- A 2 保育が必要なことを証明する書類、
- B 1 状況により必要な書類、
- B 2 保育料算定等のために必要な書類
は、すべての保護者について提出が必要です。

明石市では年に一度、現況確認を行います。
保育施設に申込中、入所中のいずれの場合でも「就労証明書」等の書類の提出を依頼しますので、必ずご提出ください。

兄弟姉妹同時に申し込む場合、児童1人につき1部ずつ申込書類が必要です。



ただし、

- A 2 保育が必要なことを証明する書類および
- B 2 保育料算定等のために必要な書類は、
1児童分は原本で2人目以降の児童分はコピー
でもかまいません。

一度提出された書類を返却したり、コピー等をお渡ししたりすることは原則できません。

すでに保育施設に入所中の児童と、これから入所を申し込む児童がいる場合などは、手続きの時期が異なります。

必要に応じて証明書等を提出する前に、コピーを取っていただきますようお願いいたします。



申込時に必要な持ち物

① 記入済の申込書類一式

② 申請者のマイナンバーカード（個人番号カード）

本人確認のためご提示いただきます。

ただし、申請児童や同居人のマイナンバーカードは提示不要です。



※マイナンバーカードをお持ちでない方は、
代わりに **A** と **B** 両方をご提示ください。

A 申請者のマイナンバー通知カード または 個人番号通知書



+

官公署等が発行する 申請者の写真付き証明書 いずれか 1 点

- 例) ・免許証
- ・写真付社員証
- ・身体障害者手帳
- ・パスポート
- ・写真付学生証
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

B または

官公署等が発行する 申請者の写真のない証明書 いずれか 2 点

- 例) ・母子健康手帳
- ・公的医療機関の被保険者証
- ・児童扶養手当証書
- ・預金通帳
- ・各種医療受給者証
- ・公共料金の領収書
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・特別児童扶養手当を受けていることが確認できる書類
- ・その他官公署発行で「氏名」「生年月日または住所」が記載されているもの

※提示が困難な場合はお問い合わせください。

おことわり

保育施設利用申込手続には、申請書類へのマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、保育施設の入所を希望する方は、申込手続に必要な書類である「認定申請書兼施設・事業所利用申込書にかかるマイナンバー記入票」にマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。

「認定申請書兼施設・事業所利用申込書にかかるマイナンバー記入票」を提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、申請者の「番号確認」と「本人確認」が必要となります。

代理人への委任

保護者が申込みに来ることができない場合、代理人へ委任することが可能です。その際は必ず保護者が記載した委任状を受任者が持参するとともに、受任者の本人確認書類が必要です。

また、受任者においては委任者によって署名等を行うことができませんので、書類に不備等があった場合、修正いただいた後、再度申込みにお越しいただく可能性があります。

やむを得ず代理人への委任が必要な場合は、事前にこども育成室まで詳細をご確認ください。

保育利用保留通知書について

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きをする際に、保育施設に申込みをしたにもかかわらず入所できなかったことを証明するために、自治体が発行する「保育利用保留通知書」の提出を求められる場合があります。

保育施設等の入所申込については、過去の締切日を過ぎた後で、遡っての申込みや変更は受付できません。入所申込の締切日にご注意のうえ、お早めの手続きをお願いいたします。

育児休業の延長や育児休業給付金等の手続きにつきましては、必ず就労先やハローワーク等にご確認ください。

注意

- 保育利用保留通知書に記載される「待機児童となった日付」は、施設の利用申込書に記入する、「利用希望年月日」と同日となります。

例) 利用希望年月日を「2024年12月1日～」とした場合
⇒保育利用保留通知書に記載される待機児童となった日付は
「2024年12月1日」

- 過去の締切日を過ぎた後で、遡っての申込みや変更は受付できません。

例) 利用希望年月日を「2025年7月1日」から「2025年6月1日」に変更する場合、6月1日の申込締切日(4月30日)が基準となります。

変更申請日	変更の可否
6月入所申込締切後 (2025年5月1日以降)	×
6月入所申込締切前 (2025年4月30日以前)	○

- 利用希望月に入所できず、すでに保育利用保留通知書の発行を受けており、その後も申込みを継続される場合、希望月以外の保育利用保留通知書は送付しません(4月入所選考結果を除く)。

※給付金の請求等により保育利用保留通知書が必要な場合は、こども育成室利用担当までお問い合わせください。

明石市民の方が明石市外の保育施設へ申し込む場合

申込みの流れ

- ① 事前に、希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に締切日・必要書類等をお問い合わせください。

※市区町村によって申込受付期間や必要書類、選考基準等が異なります。

- ② 申込書類を明石市役所こども育成室利用担当窓口にご提出ください。



提出締切：①で確認していただいた締切日の**7日前**

(③で書類を転送する期間が必要となるためです。)

- ③ 明石市役所こども育成室利用担当が、希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課に申込書類を転送します。

- ④ 希望する保育施設のある市区町村の保育施設入所担当課で入所選考が行われます。

- ⑤ 選考の結果は明石市役所こども育成室利用担当からお知らせします。

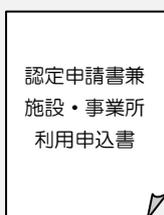
- ⑥ 明石市から転出予定の方は、入所内定の可否にかかわらず他市区町村へ転入手続を済ませたら、転入先の市区町村で改めて入所申込を行ってください。

※申込手続がない場合、選考対象外または入所取消となる可能性があります。

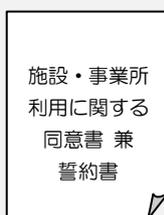
申込書類

A のセットと同じです。(→詳しくは 10 ページを参照)

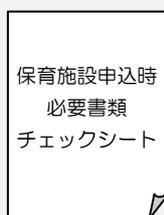
基本の申込書類4枚



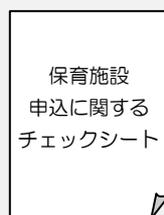
認定申請書兼
施設・事業所
利用申込書



施設・事業所
利用に関する
同意書 兼
誓約書

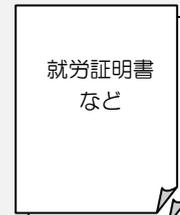


保育施設
申込時
必要書類
チェックシート



保育施設
申込に関する
チェックシート

保育が必要なことを証明する書類



就労証明書
など



就労証明書
など

+

※転出予定の方のみ

売買契約書や賃貸借契約書のコピーなど、希望する保育施設のある市区町村への転入を確認できる書類

その他、希望する保育施設のある市区町村が必要とする書類

明石市外の方が明石市内の保育施設へ申し込む場合

申込みの流れ

① 事前に、住民票がある市区町村の保育施設入所担当課に手続方法等についてご確認ください。
※市区町村によって申込手続が異なる場合があります。

② 申込書類を住民票がある市区町村の保育施設入所担当課にご提出ください。



③で書類を転送する期間が必要となるため、明石市の申込締切日に間に合うよう、日数に余裕を持ってご提出ください。

(→明石市の申込締切日は3ページ参照)

③ 住民票がある市区町村の保育施設入所担当課が、明石市役所こども育成室利用担当に申込書類を転送します。

④ 明石市役所こども育成室利用担当で入所選考を行います。

⑤ 選考の結果は住民票がある市区町村の保育施設入所担当課からお知らせします。

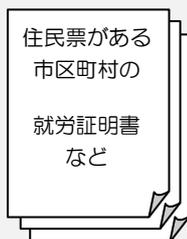
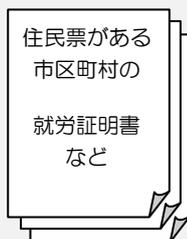
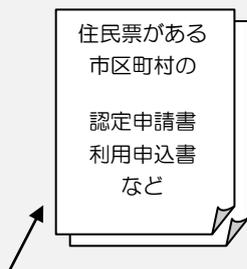
⑥ 明石市へ転入予定の方は、入所内定の可否にかかわらず、明石市転入後に明石市役所こども育成室利用担当窓口で改めて入所申込を行ってください。

※申込手続がない場合、選考対象外または入所取消となる可能性があります。

申込書類

基本の申込書類 と 保育が必要なことを証明する書類

※住民票がある市区町村の様式を使ってください。



転入予定の方は、転入予定であることを申込書類に記入してください。

住民票がある市区町村が発行する、所得割・均等割が明記された住民税課税証明書

(必要な年度については14ページ・20ページ参照)



※転入予定の方のみ

売買契約書や賃貸借契約書のコピーなど

(明石市への転入先・引き渡し日・契約者の名前が確認できる書類)



※その他、該当する方のみ

以下の方は状況に応じて提出が必要な書類があります。詳しくは、明石市役所こども育成室利用担当までお問い合わせください。

- 食物アレルギーのある方
- 育児休業中の方
- 認可外保育施設利用中の方 など

Ⅲ 保育施設入所内定後について

1 保育時間と延長保育

保護者の状況により「保育標準時間」（1日最長11時間）または「保育短時間」（1日最長8時間）の範囲内で保育時間を調整します。保育時間を超えて延長保育の利用を希望する場合、事前に利用施設に申請し、施設長の承認を受けることが必要です。

保育標準時間	就労・修学・介護・看護（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧、虐待・DV等
保育短時間	就労・修学・介護・看護（月64時間以上、月120時間未満）、就職活動、育児休業による継続利用（すでに入所中の児童のみ）

※いずれの認定区分の場合も、最長の保育時間で保育するとは限りませんのでご注意ください。実際の保育時間は、保護者の就労時間等を考慮して、保護者と利用施設との調整により決定します。

※保育施設は就労等の理由で「保育を必要とする時間」のみ、児童を保護者に代わって保育する施設です。買い物等、保護者の私的な用事で保育することはできませんので、あらかじめご了承ください。

例) 開所時間が7時～19時の施設の場合

【保育標準時間における延長保育】

7:00	～	18:00	18:00～19:00
			延長保育 A

【保育短時間における延長保育】

7:00	～	8:30	8:30	～	16:30	16:30	～	18:00	18:00～19:00
延長保育 B						延長保育 B		延長保育 A	

※延長保育A、Bともに別途延長保育料が発生します。延長保育料（月額）は、Aは最大3,000円、Bは標準時間と短時間の保育料差額分（最大1,000円）です。

2 ならし保育

保育施設での集団保育は、家庭とは環境が大きく変わることから、入所当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため保育施設では入所後しばらくは、保育時間を通常よりも短くする「ならし保育」を行います。期間は児童の状況や保育施設によって異なりますが、およそ1週間から2週間程度です。

※転園の場合も転園先の保育施設でならし保育が必要です。

※各保育施設の詳細な期間は、30ページ「明石市認可保育施設一覧」をご参照ください。

3 保育料の決定

14 ページもあわせてご確認ください。

保育料は、児童を保育施設で保育するために要する費用の一部を保護者に負担していただくもので、世帯の負担能力に応じて住民税額により決定することになっています。

算定時期は4月と9月の2回です。4月は進級による年齢変更、9月は課税年度の変更により算定し直します。

《税額年度の変更による保育料の更新について》

2024 年度	2025 年度		2026 年度
9 月分～翌年 3 月分	4 月分～8 月分	9 月分～翌年 3 月分	4 月分～8 月分
2024 年度の住民税額で算定		2025 年度の住民税額で算定	

※詳細については、別紙「2024・2025 年度
明石市保育料金額表」をご参照ください。

課税年度の変更に伴い、9月分から
保育料が変わる場合があります。



また、入園時の制服代や文房具代等の各種費用や、毎月または特定月に発生する絵本代や主食費等の諸費用は、施設によって異なります。詳細は、直接施設にご確認いただくか明石市役所ホームページに掲載している「入園時等必要費用一覧表」をご参照ください。（明石市役所こども育成室利用担当窓口でもご覧いただけます。）

よくあるご質問②

Q 公立と私立で保育料は違うのですか？



A 公立と私立の保育施設の通常保育にかかる保育料は同じですが、入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸費用は、施設により異なります。詳しくは、ご希望の保育施設までお問い合わせいただくか、明石市役所ホームページに掲載している「入園時等必要費用一覧表」をご参照ください。

Q ひとり親家庭の保育料は、必ず無料になりますか？



A ひとり親家庭の場合も、世帯の課税状況に応じて保育料を算定しますので、住民税課税世帯については有料となります。ただし、ひとり親家庭で生活保護法による被保護世帯や住民税が非課税の世帯（祖父母と同居している場合は除く）は保育料が免除されます。

4 保育料の無償化について

2024（令和6）年10月1日時点

2019（令和元）年10月より、3歳以上の児童および0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、認可保育施設を利用する場合の保育料の無償化が実施されています。また、明石市では子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、2016（平成28）年9月から第2子以降の児童が認可保育施設を利用する場合の保育料の無料化を実施しています。

あわせて、2019（令和元）年10月からの保育料無償化に伴い、3歳から5歳クラスの児童については、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代）が、一部の世帯を除いて実費負担となりましたが、明石市では3歳から5歳クラスのすべての世帯に対し副食費の無料化を実施しています。（0歳から2歳クラスの副食費は、これまでと同様保育料に含まれます。）

（1）対象児童

市内に居住する以下の方が対象となります。（生年月日によるクラスの確認については、8ページを参照ください。）

- ① 3歳から5歳クラスの児童
- ② 0歳から2歳クラスの児童のうち、住民税非課税世帯の児童
- ③ ①および②に該当しない児童のうち、第2子以降の児童

①および②については全国共通で実施されています。

③については、国や県の多子世帯に対する保育料の軽減制度では、第1子の年齢制限や保護者の所得制限等がありましたが、明石市ではこれらの制限をなくしています。

居住要件については、原則として市内に住民登録があることが必要ですが、DV等の理由で住民票が移せない場合には、実際に市内に居住していることが確認できれば対象となります。

	第1子		第2子以降	
	非課税世帯	課税世帯	非課税世帯	課税世帯
0歳クラス～ 2歳クラス	無償	保育料の支払い 要	無償	無償 (明石市独自)
3歳クラス～ 5歳クラス	無償			

※副食費は3歳から5歳クラスのすべての世帯で無料となります（明石市独自）。0歳から2歳クラスの世帯については、これまでと同様保育料に副食費が含まれます。

（2）対象施設

国が定めた基準を満たす施設である認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の認可施設を対象とします。認可外保育施設等については、次ページの（5）他の無償化対象施設についてをご確認ください。

(3) 対象保育料

就学前教育・保育施設における通常教育・保育の利用者負担額である保育料が対象です。

入園料、延長（預かり）保育料、給食（主食）費、被服や文房具類・教材・送迎バス代等に係る実費徴収額、園外保育に係る諸経費、PTA会費等は対象となりません。

(4) 手続きについて

(1) ①については手続き不要です。

(1) ②については手続きが必要となります。「保育施設利用申込書類の書き方ガイド」を参照いただき、申請書の必要箇所にチェックをお願いします。

(1) ③については原則手続き不要です。ただし、第1子が保護者と別居している場合は市で状況を確認することができませんので、戸籍全部事項証明（戸籍謄本）等の兄弟の状況を確認できる証明書の提出が必要になります。該当と思われる方であっても、書類の提出がない場合には第2子以降の保育料の無料化の対象となりませんのでご注意ください。なお、第1子が市外に居住している場合は、年1回の保育料算定時に確認書類の提出が必要になります。

また、現在同居している第1子が今後市外に転出した場合にも、上記と同様の手続きが必要になります。該当する場合は、必ず明石市役所こども育成室利用担当までご連絡いただき、所定の手続きを行っていただくようお願いします。

(5) 他の無償化対象施設について

(1) ①および②については、国が定めた基準を満たす施設である認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の認可施設以外でも、無償化（上限あり）の対象となる施設があります。詳細は内閣府のホームページや明石市のホームページをご確認いただくとともに、利用予定の施設等へ確認いただくようお願いします。

(1) ③については、国が定めた基準を満たす施設である認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所等の認可施設のみが対象となり、認可外施設等は対象外ですが、児童の保育状況等に応じて補助金や給付金があります。（ただし、(1) ①および②により無償化の対象となっている児童に関しては対象外です。）

①認可外保育施設等利用世帯への補助金

市内に居住する第2子以降の児童で、保育料無料化の対象とならない市内外の認可外保育施設等（県などに所定の届出をしている施設に限る）を月64時間以上利用している場合に、保育料に応じて月額上限2万円までの補助金があります。

②在宅子育て世帯への給付金

下記の要件をすべて満たしている児童のいる世帯を対象に、一律月額1万円の給付金があります。

- ・市内に居住する第2子以降の児童で、認可保育施設の利用を希望しているにもかかわらず利用できずに「保育所待機児童」となっている世帯
- ・保護者にかわって親族等（児童の祖父母や保護者の兄弟姉妹、友人、ベビーシッター、一時預かり、事業所（院）内保育の保育士等）が当該児童を在宅等で保育している世帯

※保護者自身が在宅で当該児童の保育ができる状態であると認められる場合（就職活動中、就労内定中、育児休業中）は対象となりません。

注意

1. 世帯の所得が未確定の場合（未申告、税関係書類が未提出等）

税額等が確定するまでは、保育料は最高階層の金額で仮決定とします。税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算いたします。（ただし、過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。）

第2子以降の保育料であっても、世帯の所得が未確定の場合は無料となりませんのでご注意ください。

2. 保育料算定税額が変更となった場合

変更後の税額で保育料を算定するのは保護者からの申し出等により市が確認した翌月からとなります。修正申告等により税額が変更になった場合、速やかに明石市役所こども育成室利用担当へご連絡ください。

ただし、算定対象となる税情報に誤りや申告もれ等があった場合は、遡って保育料を変更し、差額分について清算（請求）することがあります。

3. 再婚・離婚等により保育料の算定対象者が変わる場合

事由発生日の翌月から保育料が変更になる場合があります。該当する場合は、速やかに明石市役所こども育成室利用担当へご連絡ください。（事由発生日が月初日の場合は、当月から変更となります。）

4. 離婚後も入所児童と同居している場合

父母の税額を合算のうえ保育料を算定します。

また、入所児童の保護者が父母以外の場合は、実際に児童を養育している者の税額から保育料を算定します。

5. 祖父母等が入所児童と同居している場合

祖父母等の税額を合算して保育料を算定する場合があります。

- ・父母が住民税課税の場合、祖父母等の税額は合算しません。
- ・父母が住民税非課税の場合、祖父母等の直系親族のうち、家計の主宰者（世帯の主たる生計維持者）の税額も合算します。ただし、父母あわせて月に 10 万円以上の収入があることが確認できる書類（ひとり親の場合は父または母が月に 5万円以上の収入があることが確認できる書類）の提出（直近の給与明細書等）があれば、祖父母等の税額は合算しません。

5 保育料の納付方法

保育所および公立の認定こども園の保育料は、毎月、口座振替または納付書により市にお支払いください。

私立の認定こども園・小規模保育事業所などの地域型保育事業所の保育料は、施設にお支払いください。納付方法は直接施設へお問い合わせください。

* 口座振替…利用施設が決まった場合、口座振替依頼書を郵送しますので、明石市指定の金融機関窓口にて手続きをお願いします。(ただし、保育料が無料の場合は送付しません。)振替の手続きには1~2か月かかりますので、その間は納付書でのお支払となります。口座振替が開始になりましたら、毎月末日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落としさせていただきます。預金残高不足等の理由により引き落としができなかった場合には、当月分は納付書払いとなります。翌月分以降は、再び口座振替となります。

* 納付書…毎月末日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)までに明石市指定のコンビニエンスストア、スマートフォン決済サービスまたは金融機関窓口にてお支払いください。ただし、支払期限を過ぎますと、コンビニエンスストア、スマートフォン決済サービスでは納付できませんのでご注意ください。

注意

保育料を滞納されると、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。明石市では、公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して自宅・就労先への電話催告・訪問徴収、滞納処分(預貯金や給与等の差押)等を行っています。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付や児童手当からの充当等のご相談に応じますので、明石市役所こども育成室利用担当までご連絡ください。

よくあるご質問③

Q 就労内定で申込みをしていました。就労開始後に就労時間が短くなってしまった場合、どうなりますか？



A 選考時に提出された「就労証明書」等をもとに、選考指数を決定・入所内定しているため、「就労証明書」と同じか、それ以上の就労時間・日数で就労していただくことが必要です。入所時、就労時間・日数が短くなる場合には、継続利用ができません。

Q 育児休業期間を短縮し、復帰する予定で申込みをしていましたが、保育所に入所できたとしても、育児休業期間を短縮しない（復帰しない）場合、どうなりますか？



A 選考時に提出された「就労証明書」等をもとに、選考指数を決定・入所内定しています。特に育児休業からの復職予定の場合、加点の対象となっていることもあり、必ず入所月中に復職（勤務復帰）していただく必要があります。育児休業期間を短縮されない（復職（勤務復帰）されない）場合は、継続利用ができません。

Q 育児休業から復帰する予定で申込みをしていましたが、復帰せずに転職する場合、どうなりますか？



A 選考時に提出された「就労証明書」等をもとに、選考指数を決定・入所内定しています。特に育児休業からの復職予定の場合、加点の対象となっていることもあり、必ず「就労証明書」に記載のある会社に、入所月中に復職していただく必要があります。転職は復職（勤務復帰）扱いとはなりません。転職している場合は、継続利用ができません。

※あらかじめ転職することが決まっている場合は、転職先の「就労証明書（就労予定）」を提出してください。

Q 提出する書類について、コピーを取っておいた方がよいでしょうか？



A 申込時に提出された書類について、返却することやコピーをお渡しすることはできません。今後も必要となる書類については事前にコピーをお取りください。特に、すでに保育施設に入所中の児童と、これから入所を申し込む児童がいる場合や、保育施設以外（幼稚園や認可外施設等）を希望される場合は、そちらでも同様の書類の提出が必要な場合があります。「就労証明書」や「診断書」などの保護者が作成できない書類は、できるだけコピーをお取りください。また、「認定申請書兼施設利用申込書」についても、申請内容の確認等や就労先への提出等のため必要となることがあります。できるだけコピーをお取りください。その他の書類についても、提出されるものについてはコピーを取られることをおすすめします。



Q 妊娠・転職・介護など、保護者の状況が変わりました。
何か手続きが必要でしょうか？

A 妊娠が分かったなど、保護者の状況が変わった場合は、**認定の変更申請**（下記参照）が必要です。なお、転職した方で就労時間に大幅な変更がなく、保育必要量（標準時間・短時間）にも変更がない場合、下記②にあたる「就労証明書」のみご提出ください。

NEW!



Q 下の子の出産に伴って育児休業を取得する場合、
保育施設に通っている子どもは退所になりますか？

A 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得している期間であれば、退所せずに継続利用が可能です。なお、入所中のお子さまが継続して利用するためには、認定の変更申請（下記参照）が必要です。



Q 再婚・離婚しました。何か手続きが必要でしょうか？

A 再婚の場合は、再婚相手の「保育が必要なことを証明する書類」の提出が必要となります。また、明石市に転入された場合は住民税額の方かる書類も必要となります。保育料は、再婚相手の住民税額も合算して算定し直しますので、変更となる場合があります。
離婚の場合も、保育料や保育時間が変更となる場合がありますので、明石市役所こども育成室利用担当まで必ずご連絡ください。
なお、いずれの場合でも認定変更届出書の提出が必要です。

認定の変更申請について

保育の必要な事由・保育必要量など、認定内容が変わる際には、変更申請が必要となります。

必要書類	受付場所
①認定変更届出書 	入所中の保育施設 または 明石市役所こども育成室利用担当
②保護者の「保育を必要とすることを証明する書類」 ※最新の状況を示すもの	

Ⅳ 保育施設について

1 施設選びのポイント

施設見学に行きましょう！

まずは事前に、施設へ電話連絡して日程を決めてください。
気になるところを見学しながら、疑問があれば質問してみましょう。

見学のポイント

施設長・保育士の様子

- ・子どもに目が行き届いているか
- ・子どもにどのように接しているか？声かけは？ など



子どもの様子

- ・子どもの表情（楽しく、のびのび生活して遊んでいるかなど）



施設の様子

- ・明るさ、清潔さ
- ・園庭
- ・設備や備品、おもちゃ
- ・トイレ など



施設長等の話

- ・保育目標・方針
- ・子どもについての考え方 など



その他

- ・自宅からの距離
- ・アレルギー・病気等の対応
- ・入所時および入所後に必要な費用
- ・第一印象、施設全体の雰囲気
- ・駐車場・駐輪場があるか
- ・給食やおやつの内容
- ・受入可能月齢の確認



よくあるご質問④

Q いくつかの施設を希望しようと考えていますが、すべての施設を見学した方がいいのですか？



A 原則、すべての施設を見学してください。また、特色のある保育を実施している施設も増えておりますので、入所を希望されるクラスはもちろん、幼児クラスなど今後進級予定のクラスも見学いただくようお願いします。

なお、見学日の指定や見学人数を制限している施設もございます。できるだけ余裕をもって見学の予定をたててください。

Q 公立と私立の施設の違いはなんですか？



A 公立保育施設は明石市が運営するもので、園の運営や保育は明石市独自の計画に沿って行っています。私立保育施設は各園独自の計画に沿って運営しているため、特色のある保育を実施している施設も多くあります。

どちらも通常保育にかかる保育料は同じですが、入園時の諸経費や、毎月または特定の月に発生する諸費用は、施設により異なります。詳しくは、ご希望の保育施設までお問い合わせいただくか、明石市役所ホームページに掲載している「入園時等必要費用一覧表」をご覧ください。

Q 分園・小規模保育事業所に入所した場合、卒園後はどうなりますか？



A 利用される施設が分園の場合、卒園後は本園等へ進級できます（36 ページ参照）。その場合、別途の申込みは必要ありません。

利用される施設が小規模保育事業所の場合、卒園後の3歳クラス利用のために別途申込みが必要です。詳しくは、明石市役所こども育成室利用担当までお問い合わせください。

Q 家の近くにある施設を知りたいのですが、確認する方法はありますか？



A 携帯電話等の位置情報から近隣の施設を検索できる「ここ de サーチ」というサービスを内閣府及び厚生労働省が提供しています。詳細は裏表紙のチラシをご参照ください。

2 その他の保育サービスについて

一時預かり

一時預かり制度とは、保護者の傷病・短時間の就労・冠婚葬祭等のために一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の負担軽減のための支援が必要となる場合に、児童を市内の一時保育専用施設や保育施設で一時的にお預かりする制度です。

1. 一時保育専用施設

施設名	所在地	電話	FAX
一時保育ルーム (にこにこ保育ルーム)	明石市大明石町1丁目6-1 パピオスあかし5階あかしこども広場内	918-6371	918-6376

利用料金や申込方法等の詳細につきましては、あかしこども広場ホームページをご覧ください。直接施設にお問い合わせください。<http://akashi-kodomo-hiroba.jp/>

2. 保育施設による一時預かり

施設名	電話	FAX
長寿院保育園	918-1361	918-1376
あかし虹保育園	939-5224	939-5223
めいなん虹保育園	922-6555	922-6550
memorytree 明石保育園	928-0130	928-0131
ハンプティダンブティ保育園	945-0721	945-0731
めいまいピーノこども園	912-4000	912-4001
Alice preschool	911-8877	911-8876
北おうじ虹こども園	926-0260	926-0261
和坂こども園	927-5110	927-5199
うみの風こども園	921-1121	921-1122
明石こども園	995-8997	995-8998
明石さくらんぼこども園	920-8880	939-5314
みらい保育園	965-6590	965-6591
えみか保育園にしあかし	939-6832	939-6833
もりのおと小規模保育園	937-2810	937-2811

■ 申込方法：直接保育施設へ空き状況をご確認のうえ、お申し込みください。初めてご利用になる場合、事前に面接が必要となります。また、保育施設の受入状況等の理由によりお預かりできないことがあります。 ※詳細については直接各保育施設にお問い合わせください。

病児・病後児保育

病気やけがにより保育所や放課後児童クラブなどの集団保育に参加できない児童(生後6か月～小学校6年生)を保護者に代わって専用施設で預かります。利用方法など詳細は、各施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話	FAX
病児保育室にこ	鷹匠町1-33	070-6800-1299	なし
病児保育室ひだまり	西明石南町2丁目13-14 平野ビル1階	763-1929	763-7609
病児保育室ふたば	大久保町西島742-3	947-9700	947-9701

3 明石市認可保育施設一覧(2024年10月1日現在)

※ 地域・記号は、別紙地図「明石市の認可保育施設」と対応しています。あわせてご確認ください。

※ 延長保育は、別途料金が必要です。(19ページ参照)

※ 保育短時間認定の場合、保育時間は最長で8:30~16:30です。(19ページ参照)

※ 「受入可能月数」および「ならし保育の期間」は、児童の状況によって異なる場合があります。ただし、公立保育所・二見こども園については、生後6か月経過後(2025年4月申込みについては、生年月日が2024年9月30日以前)の児童でなければ申込みできません。

(公立保育所)

記号	施設名	定員(人)	所在地	電話	FAX	受入可能月齢	ならし保育の期間	開所時間()は土曜日
a	松が丘 保育所	130	松が丘3丁目2-1	911-0360	911-0360	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
b	明南 保育所	80	東野町2222	911-3849	911-3849	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
c	王子 保育所	60	大道町1丁目10-17	927-2100	927-2100	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
d	鳥羽 保育所	110	小久保5丁目4-1	928-6425	928-6425	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
e	松陰 保育所	120	大久保町松陰1007	935-8492	935-8492	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
f	高丘 保育所	137	大久保町高丘3丁目3	935-1894	935-1894	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
g	八木 保育所	70	大久保町八木483	935-8818	935-8818	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
h	江井島 保育所	80	大久保町江井島260-2	946-0429	946-0429	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
i	中尾 保育所	125	魚住町中尾600-5	947-4306	947-4306	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
j	土山 保育所	60	魚住町清水2281	942-1436	942-1436	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

(公立認定こども園)

※認定こども園は、保育所部分(2号・3号)の定員及び受け入れ可能月齢を記載

記号	施設名	定員(人)	所在地	電話	FAX	受入可能月齢	ならし保育の期間	開所時間()は土曜日
あ	播陽 幼稚園	15	中崎1丁目4-10	911-3630	911-3630	3歳クラスから	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
い	明石 幼稚園	15	山下町12番21号	912-3061	912-3061	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
う	松が丘 幼稚園	30	松が丘3丁目1-1	912-6226	912-6226	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
え	朝霧 幼稚園	55	朝霧東町1丁目2-45	912-7080	912-7080	3歳クラスから	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
お	人丸 幼稚園	55	東人丸町26-29	911-2725	911-2725	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
か	大観 幼稚園	15	大明石町2丁目8-30	912-1570	912-1570	3歳クラスから	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
き	王子 幼稚園	15	王子1丁目1-1	928-3032	928-3032	3歳クラスから	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
く	林 幼稚園	55	林崎町1-8-10	922-2608	922-2608	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
け	鳥羽 幼稚園	55	西明石北町2丁目2番1号	928-0091	928-0091	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
こ	和坂 幼稚園	30	和坂2丁目12番1号	929-0173	929-0173	3歳クラスから	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
さ	沢池 幼稚園	35	明南町3丁目3-1	927-0826	927-0826	3歳クラスから	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
し	藤江 幼稚園	45	藤江235番地	923-3110	923-3110	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
す	花園 幼稚園	40	西明石南町1丁目1-10	923-0090	923-0090	3歳クラスから	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期 間	開所時間 () は土曜日
せ	貴崎 幼稚園	25	貴崎5丁目6-9	923-0044	923-0044	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
そ	大久保 幼稚園	50	大久保町大久保町430番地	936-2020	936-2020	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
た	大久保南 幼稚園	80	大久保町ゆりのき通3丁目1	934-5590	934-5590	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
ち	高丘東 幼稚園	25	大久保町高丘3丁目2番地	935-0269	935-0269	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
つ	高丘西 幼稚園	30	大久保町高丘7丁目23番	935-1893	935-1893	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
て	山手 幼稚園	50	大久保町大窪1600番地	936-1307	936-1307	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
と	谷八木 幼稚園	45	大久保町谷八木878	936-2048	936-2048	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
な	江井島 幼稚園	65	大久保町西島252	946-1049	946-1049	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
に	魚住 幼稚園	55	魚住町清水570	946-1859	946-1859	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
ぬ	清水 幼稚園	25	魚住町清水1752-2	943-4801	943-4801	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
ね	錦が丘 幼稚園	45	魚住町錦が丘1丁目17-5	947-2222	947-2222	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
の	錦浦 幼稚園	50	魚住町西岡1349	946-2321	946-2321	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
は	二見北 幼稚園	60	二見町福里274	943-2222	943-2222	3歳クラス から	1週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
ひ	二見西 幼稚園	35	二見町西二見383番地の34	944-5961	944-5961	3歳クラス から	1週間程度	8:00-16:30 (土曜日閉所)
ふ	二見 こども園(※1)	95	二見町東二見448	942-3454	942-1322	生後6か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

(※1) 2・3号の園区はなし(1号は園区あり)

公立幼稚園型認定こども園を申込み・利用にあたっての注意事項

○住民票が申込する園区内にあること、または園区内に転居予定であること。
入園を希望する児童の住民票がその幼稚園の園区(その幼稚園が所在する地域の小学校区)にあること。
または、2025年度中に転居予定(入園を希望する児童の住民票を移す予定)であること。
転居予定の場合は、転居することがわかる契約書等の写し(転居先の住所、転居時期、契約者がわかる部分のコピー)が必要です。転居することがわかる書類が提出できない場合は、お申込みできませんのでご注意ください。

○中学校単位での申込みが可能な方
住民票のある(または転居予定の)園区の幼稚園の開園時間が8:00~16:30であり、この利用時間では就労ができない場合でその園区と、申し込もうとする公立幼稚園型認定こども園の園区が同一の中学校区にある場合。
ただし、小学校の入学は本来の校区の小学校となります。

○車での送迎はできません。(保育所部分へ入園された場合は、自転車でなければ間に合わない場合のみ園を通じて申請が可能です。)

(私立保育所)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期 間	開所時間 () は土曜日
1	明舞 保育園	100	朝霧南町2丁目228	918-1734	918-1120	おおむね 生後3か月	7日程度	7:00-18:00 (7:00-16:00)
2	ぼっかぼっかにつけ 保育園 朝霧	80	朝霧東町2丁目13-4	945-5338	945-5360	おおむね 生後3か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
3	稲爪 保育園	70	大蔵本町6-10	917-3643	914-6055	おおむね 生後6か月	3~10日 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
4	長寿院 保育園	250	人丸町2-26	918-1361	918-1376	おおむね 生後3か月	6日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
5	桜町COCORO 保育園	60	桜町10-6	920-9770	912-8020	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月齢	ならし保育の 期間	開所時間 ()は土曜日
6	上ノ丸くじら 保育園	60	上ノ丸2丁目13-17	911-0314	912-0314	おおむね 生後2か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
7	浄行寺 愛児園	100	材木町9-19	913-4517	913-4527	おおむね 生後3か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
8	明光 保育園	150	西新町1丁目13-1	927-5776	927-5774	生後6か月	1週間程度	7:00-18:00 (平日と同じ)
9	明光保育園 貴崎分園(※2)	20	貴崎5丁目6-9(貴崎幼稚園内)	928-1076	928-1076	生後6か月	1週間程度	8:00-18:00 (平日と同じ)
10	明光保育園 王子分園(※2)	27	王子1丁目1-1(王子幼稚園内)	927-5588	927-5588	生後6か月	1週間程度	8:00-18:00 (平日と同じ)
11	明光保育園 大観分園(※2)	15	大明石町2丁目8-30 (大観幼稚園内)	913-5515	913-5515	生後6か月	1週間程度	8:00-18:00 (平日と同じ)
12	ホザナ 保育園	45	王子2丁目5-6	928-1523	928-1523	3歳クラス から	1~2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
13	林神社 保育園	120	宮の上5-1	922-0151	922-0159	おおむね 生後6か月	10日程度	7:30-18:30 (平日と同じ)
14	藤江 保育所	120	藤が丘1丁目26-5	927-6368	927-6369	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
15	さわの第二 保育園	70	沢野南町1丁目1-2	925-2511	925-2512	首が すわったら	3~10日 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
16	さわの第二保育園 分園 (※2)	15	沢野南町1丁目1-1 立花ビル1階	925-2511	925-2512	首が すわったら	3~10日 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
17	あかし虹 保育園	60	明南町1丁目8-8	939-5224	939-5223	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
18	めいなん虹 保育園	60	明南町1丁目7-13	922-6555	922-6550	おおむね 生後6か月	1週間~ 10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
19	星鈴 保育園	120	明南町2丁目4-25	921-5511	921-5512	おおむね 生後4か月	1週間~ 2週間	7:00-19:00 (平日と同じ)
20	memorytree 明石保育園	76	藤江字中谷939番1	928-0130	928-0131	おおむね 生後2か月	10~14日 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
21	フルーツバスケット 保育園	80	大久保町西脇356-1	224-5350	936-1127	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
22	福田 保育園	120	大久保町江井島1340	935-6271	935-6272	おおむね 生後4か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
23	福田保育園 分園(※2)	60	魚住町清水1600-1	943-3003	943-3003	おおむね 生後4か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
24	わかば 保育園	90	大久保町わかば8-12	935-2040	935-2361	おおむね 生後3か月	1~2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
25	わかば保育園 ゆりのき分園(※2)	50	大久保町大久保町1362 マンションリモーネ1階	202-1353	202-2035	おおむね 生後3か月	1~2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
26	r i c c o 保育園	80	大久保町谷八木1313	938-0150	938-0155	生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
27	ゆめのもり 保育園	80	大久保町八木193-3	935-8811	935-8822	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
28	すばる 保育園	175	大久保町大窪3308	935-4154	935-4157	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
29	すばる保育園 分園(※2)	35	大久保町大窪3257-2	935-4154	935-4157	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
30	アイグラン保育園 大久保	71	大久保町大窪602-4	940-9461	940-9462	おおむね 生後3か月	およそ2週間	7:00-19:00 (平日と同じ)
31	おおくほCOCORO 保育園	60	大久保町大窪211-7	935-6555	935-6556	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
32	金ヶ崎北 保育園	90	魚住町金ヶ崎1554-4	935-3145	935-9911	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
33	なすみ 保育所	130	魚住町清水353	942-1702	949-1703	おおむね 生後2か月	3~6日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
34	第2なすみ 保育所	60	魚住町住吉1丁目7-25	915-7145	915-7146	おおむね 生後2か月	3~6日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期間	開所時間 ()は土曜日
35	明石恵泉 保育園	100	魚住町清水142	947-2000	947-8001	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
36	きらりん 保育園	80	魚住町住吉4丁目6-15	965-6585	965-6586	おおむね 生後4か月	1週間～ 2週間	7:00-19:00 (平日と同じ)
37	第二恵泉 保育園	100	魚住町西岡2292-3	943-3791	943-3815	おおむね 生後6か月	5日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
38	福里 保育園	90	二見町福里283-6	949-1788	949-2788	おおむね 生後2か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
39	ハンブティダンブティ 保育園	100	二見町西二見1604-1	945-0721	945-0731	おおむね 生後2か月	5日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

(私立認定こども園)

※保育所部分(2号・3号)の定員及び受け入れ可能月齢を記載

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期間	開所時間 ()は土曜日
A	めいまいピーノ こども園	103	松が丘2丁目6	912-4000	912-4001	おおむね 生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
B	Alice Preschool	80	中朝霧丘8-33	911-8877	911-8876	おおむね 生後5か月	3～10日 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
C	海岸通りあすの こども園	123	中崎1丁目2-27	939-3760	939-3761	おおむね 生後6か月	4日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
D	太寺 保育園	135	太寺2丁目10-35	911-3753	911-3753	首が すわったら	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
E	牧羊 幼稚園	21	太寺天王町11	911-6208	917-0231	3歳クラス から	午前保育 2週間程度	7:00-18:00 (土曜日閉所)
F	北おうじ虹 こども園	80	北王子町13-40	926-0260	926-0261	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
G	和坂 こども園	100	和坂1丁目15-1	927-5110	927-5199	おおむね 生後3か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
H	和坂こども園 駅前分園(※2)	29	小久保1丁目4-7 メゾン西明石1階	927-5107	927-5107	おおむね 生後3か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
I	かにがさか 保育園	75	和坂1丁目10-35	928-8100	928-8101	おおむね 生後3か月 (首がすわったら)	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
J	ステラート 保育園	90	和坂稲荷町52番1号	922-5550	922-5551	おおむね 生後4か月	1～2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
K	くわのき+アネックス こども園	93	野々上3丁目10-2	945-6901	945-6909	おおむね 生後3か月	およそ2週間	7:00-19:00 (平日と同じ)
L	うわがいけ 保育園	108	小久保1丁目10-1	923-8100	923-8101	おおむね 生後3か月 (首がすわったら)	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
M	ゆたか こども園	137	藤江756-1	922-3545	922-3558	生後6か月	3週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
N	ゆたかこども園 分園(※2)	20	藤江235 (藤江幼稚園内)	922-3515	922-3558	生後6か月	3週間程度	8:00-18:00 (平日と同じ)
O	西明石 愛児園	150	藤江889	928-5230	928-4087	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
P	西明石愛児園 小久保分園(※2)	20	小久保6丁目9-18	924-5139	924-4139	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
Q	西明石愛児園 鳥羽分園(※2)	15	西明石北町2丁目2-1 (鳥羽幼稚園内)	923-2830	923-2830	おおむね 生後6か月	10日程度	7:30-18:30 (平日と同じ)
R	うみの風 こども園	90	小久保4丁目5-1	921-1121	921-1122	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
S	うみの風 こども園分園	21	小久保4丁目1-12	921-1101	921-1102	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
T	さわの 保育園	80	沢野3丁目11-19	929-3801	929-3803	おおむね 生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
U	さわの 保育園分園(※2)	15	沢野3丁目13-11 サニービル1階	929-3801	929-3803	おおむね 生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
V	明石 こども園	200	藤江1426-9	995-8997	995-8998	生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期間	開所時間 () は土曜日
W	みつば こども園	60	大久保町大久保町827-1	936-3282	935-4282	おおむね 生後6か月	1~2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
X	認定こども園ゆりのき COCORO (※3)	200	大久保町ゆりのき通2丁目 50-2	934-0333	934-0255	生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
Y	明石あすの こども園 (※3)	200	大久保町ゆりのき通2丁目 50-3	920-8386	920-8366	おおむね 生後6か月	4日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
Z	フェニックス大久保 こども園	90	大久保町大窪451	934-4666	934-4888	生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AA	まどか こども園	90	大久保町大窪347-1	936-9527	936-9745	首が すわったら	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AB	認定こども園大久保保育園	95	大久保町大窪1865-7	936-1471	936-1549	首が すわったら	3~8日程度	7:30-18:30 (平日と同じ)
AC	認定こども園 大久保保育園分園 (※2)	20	大久保町大窪1858-2	939-3980	939-3981	首が すわったら	3~8日程度	7:30-18:30 (平日と同じ)
AD	わかば こども園	80	大久保町福田3丁目5-26	938-2043	938-2044	おおむね 生後3か月	1~2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AE	スイートキューピット 保育園	80	大久保町茜1丁目5-16	936-9924	936-9925	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AF	山手台 こども園	80	大久保町山手台3丁目5	965-6399	965-6799	首が すわったら	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AG	山手台こども園 分園 (※2)	20	大久保町高丘3丁目2 (高丘東幼稚園内)	935-6800	935-6800	首が すわったら	10日程度	7:30-18:30 (平日と同じ)
AH	大久保てっぺん こども園	105	大久保町西脇627-2	935-1770	935-1780	生後6か月	1~2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AI	えいの里 保育園	90	大久保町江井島960-1	948-2711	948-2712	おおむね 生後3か月	1~2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AJ	すみよし こども園	90	魚住町住吉2丁目5-6	947-0500	946-8070	おおむね 生後6か月	1~2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AK	魚住 保育園	80	魚住町西岡370-1	948-5501	948-5502	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AL	魚住保育園 魚住駅前分園 (※2)	50	魚住町錦が丘1丁目12-16	962-7717	962-7718	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AM	魚住保育園 第二分園ナ サリー (※2)	20	魚住町西岡458-2 LaLa Kamoike102	995-5588	995-5588	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AN	明石さくらんぼ こども園	90	魚住町西岡1643	920-8880	939-5314	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AO	あかつきの森 こども園	90	魚住町清水2143-1	944-3100	944-3101	おおむね 生後2か月	2~3週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AP	ドリームキューピット 保育園	90	二見町東二見146-1	944-3929	941-6270	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AQ	ドリームキューピット 保育園 分園	42	二見町東二見756-1	962-6161	962-6162	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AR	リトルキューピット 保育園	80	二見町東二見539-2	944-3857	944-3945	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AS	野の花 こども園	60	二見町西二見216	949-2331	949-2332	おおむね 生後6か月	3~4日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
AT	みらい 保育園	80	二見町西二見駅前2丁目121	965-6590	965-6591	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

※2 分園は、土曜日の保育や受入クラス年齢にご注意ください。受入クラス年齢上限後は、進級後施設をご利用いただけます。(36ページ参照)

※3 認定こども園ゆりのきCOCORO 及び 明石あすのこども園 には、パーク&ライド専用駐車場を設けています。
利用については、施設へ直接お問い合わせください。

(私立小規模保育事業所)

2歳クラスで保育が終了する施設です。卒園後、引き続き保育を希望される場合は、円滑な利用を図るため、連携施設を設定しています。
その際は新たに利用申込が必要となり、入所選考(利用調整)を行います。(連携施設については、36ページを参照ください。)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期間	開所時間 () は土曜日
ア	小規模保育園 ちやいるどるーむ天文	19	天文町1丁目4-11	914-2626	914-2626	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
イ	保育ルーム あかし ちいさなCOCORO	19	東仲ノ町4-47	912-8001	912-8011	生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

記号	施設名	定員 (人)	所在地	電 話	F A X	受入可能 月 齢	ならし保育の 期間	開所時間 ()は土曜日
ウ	コスモチャイルド保育園 明石駅前園	18	大明石町2丁目1-1 グリーンヒルホテル明石1F	913-0555	913-0522	生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
エ	クレージュのぞみえん	18	船上町7-23 アーバン・スクエア2F	926-1152	926-1184	首が すわったら	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
オ	おおぞら保育園 西新町園	19	硯町2丁目5-67	995-9131	995-9131	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
カ	コスモチャイルド保育園 明石園	18	大道町1丁目5-1 ハイツヒラノ1階	940-8708	940-8736	生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
キ	はやしのちいさな 保育園	19	林崎町1丁目1-21 MEDIC林崎1階	923-3400	923-3400	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ク	ほしぞら 保育園	19	和坂2丁目1-29	925-0056	925-0056	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ケ	ゆたかの花 保育園	15	西明石南町1丁目1-10 (花園幼稚園内)	926-0250	926-0251	生後6か月	3週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
コ	フルーツバスケット すえひろ 保育園	19	西明石南町2丁目17-16	925-2707	939-6696	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
サ	えみか保育園 にしかし	12	西明石南町2丁目3-5 1F	939-6832	939-6833	おおむね 生後4か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
シ	スタートきらキッズ 保育園	18	野々上3丁目16-6 西明石ピア2階	945-5897	945-5897	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ス	小久保 保育園	19	小久保5丁目7-17	940-9160	940-9170	おおむね 生後6か月	7日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
セ	明石こども 小規模園	15	藤江2029-3	915-7717	922-1772	生後6か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ソ	サンライズキッズ保育園 明石園	19	大久保町大久保町592-4 みなとテラス大久保2階	050-5807 -2408	965-6098	おおむね 生後4か月	およそ10日 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
タ	フルーツバスケット おおくほみなみ 保育園	19	大久保町ゆりのき通3-1 (大久保南幼稚園内)	935-2525	935-2507	おおむね 生後6か月	2週間程度	8:00-18:00 (土曜日閉所)
チ	クレージュゆりのきえん	18	大久保町ゆりのき通2丁目2-6 SHUNDOビル5階	935-1152	935-1154	おおむね 生後2か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ツ	保育ルーム ゆりのき ちいさなCOCORO	19	大久保町ゆりのき通 1丁目2-3-4-106	935-0078	935-0208	1歳クラス から	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
テ	もりのおと 小規模保育園	19	大久保町八木39-3	937-2810	937-2811	おおむね 生後6か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ト	ニチキッズ 大久保駅前 保育園	19	大久保町ゆりのき通1丁目4-1 チャーム明石大久保駅前1階	937-1688	937-1689	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ナ	ニチキッズ おおくほきた 保育園	18	大久保町駅前2丁目7-4 Myuステージ大久保駅前1階	915-8511	915-8512	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ニ	ニチキッズ おおくほきたⅡ 保育園	19	大久保町駅前2丁目7-4 Myuステージ大久保駅前2階	915-7031	915-7032	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ヌ	星鈴プティ大久保園	15	大久保町駅前2丁目6-3 ワインウェル1階	940-6548	940-6549	おおむね 生後4か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ネ	リトルワールドおおくほ園	19	大久保町駅前2丁目8-1	945-6622	945-6623	おおむね 生後3か月	1～2週間 程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ノ	おおぞら保育園 魚住園	19	魚住町錦が丘3丁目9-5 HMYビル3階	940-9909	940-9909	おおむね 生後6か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ハ	錦が丘 小規模園	19	魚住町錦が丘4丁目3-1 魚住モール2階	946-2600	946-2601	おおむね 生後2か月	1週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ヒ	スターキュービット 保育園	19	二見町東二見799番地5	949-0701	949-0702	おおむね 生後2か月	10日程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
フ	西二見小規模 保育園	19	二見町西二見89-7 兵庫二見ビル101	939-3771	939-3772	おおむね 生後3か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)
ヘ	明石の西ちいさな 保育園	18	二見町西二見1540-1	949-5000	949-5000	おおむね 生後3か月	2週間程度	7:00-19:00 (平日と同じ)

(分園情報)

施設名	受入 クラス年齢	進級後 施設	土曜保育
明光保育園 貴崎分園	0~2歳	本園	本園
明光保育園 王子分園	0~2歳	本園	本園
明光保育園 大観分園	0~2歳	本園	本園
さわの第二保育園 分園	0~2歳	本園	本園
福田保育園 分園	0~5歳		福田保育園 分園
わかば保育園 ゆりのき分園	0~5歳		本園
すばる保育園 分園	0~2歳	本園	本園
和坂こども園 駅前分園	0~2歳	本園	本園
ゆたかこども園 分園	0~2歳	本園	本園
西明石愛児園 小久保分園	0~2歳	本園	本園
西明石愛児園 鳥羽分園	0~2歳	本園	本園
うみの風 こども園分園	0~2歳	本園	本園
さわの保育園 分園	0~2歳	本園	本園
大久保保育園 分園	0~1歳	本園	本園
山手台こども園 分園	0~2歳	本園	本園
魚住保育園 魚住駅前分園	0~5歳		本園
魚住保育園 第二分園ナーサリー	0~2歳	本園もしくは 魚住駅前分園	本園

(小規模保育事業所卒園後の連携施設)

施設名	連携施設
小規模保育園 ちやいるどるーむ天文	牧羊 幼稚園
保育ルーム あかし ちいさなCOCORO	桜町COCORO 保育園
コスモチャイルド保育園 明石駅前園	Alice Preschool
クレーシユのぞみえん	ホザナ 保育園
おおぞら保育園 西新町園	林神社 保育園
コスモチャイルド保育園 明石園	ホザナ 保育園
はやしのちいさな 保育園	かにがさか 保育園
ほしぞら 保育園	鳥羽 保育所
ゆたかの花 保育園	明石市立認定こども園
フルーツバスケット すえひろ 保育園	フルーツバスケット 保育園
えみか保育園 にしあかし	明石市立認定こども園
ステラートきらキッズ 保育園	ステラート 保育園
小久保 保育園	明石市立認定こども園
明石こども 小規模園	明石 こども園
サンライズキッズ保育園 明石園	明石市立認定こども園
フルーツバスケット おおくぼみなみ 保育園	明石市立認定こども園
クレーシユゆりのきえん	認定こども園 ゆりのきCOCORO
保育ルーム ゆりのき ちいさなCOCORO	認定こども園 ゆりのきCOCORO おおくぼCOCORO保育園
もりのおと 小規模保育園	ゆめのもり 保育園
ニチイキッズ 大久保駅前 保育園	明石あすの こども園
ニチイキッズ おおくぼきた 保育園	高丘 保育所
ニチイキッズ おおくぼきたⅡ 保育園	八木 保育所
星鈴プティ大久保園	星鈴 保育園
リトルワールドおおくぼ園	明石市立認定こども園
おおぞら保育園 魚住園	明石市立認定こども園
錦が丘 小規模園	なすみ 保育所 第2なすみ 保育所
スターキュービット 保育園	ドリームキュービット保育園 ドリームキュービット保育園 分園 リトルキュービット 保育園
西二見小規模 保育園	福里 保育園
明石の西ちいさな 保育園	みらい 保育園



希望施設での質問事項の記載や見学時のメモにお使いください。

A series of horizontal red lines for writing, arranged in pairs. Each pair consists of a solid red line on top and a red line with a small, stylized red and white eraser icon at the right end on the bottom. There are five such pairs of lines on the page.



全国の教育・保育施設検索サイト (子ども・子育て支援情報公表システム)

ここdeサーチ

始まります



おうちに近い
施設はどこかなあ

どんな保育施設
があるのかなあ

友達は何人くらい
いるのかなあ

休日に利用できる
施設はないかなあ



月々の費用は
いくらぐらいかなあ

お近くの教育・保育施設を検索できるシステムです。

ここdeサーチ

検索

または WAMNET (ワムネット)

検索

WAM NET

ここdeサーチ

子ども・そだての情報は「ここdeサーチ」で!

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

